

北海道告示第10623号

北海道が令和6年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任する。

令和6年4月9日

北海道知事 鈴木 直道

(農政部所管分その4)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
1 アイヌ農林漁業対策事業 アイヌ住民居住地区におけるアイヌ農林漁家の経営の改善と経済的地位の向上を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村がアイヌ農林漁業対策事業を行う場合又は市町村がアイヌ農林漁業対策事業を行う農林漁業者等の組織する団体等に対し当該事業費を補助する場合における当該事業に要する経費若しくは当該補助の対象となる経費のうち、次に掲げるもの 1 事業費 (1) 農林業生産基盤整備事業費 (2) 農林漁業経営近代化施設整備事業費 (3) 特認事業費 2 附帯事務費及び推進事務費	事業費にあつては60分の43以内 (市町村が事業主体である場合にあつては3分の2以内) 附帯事務費及び推進事務費にあつては2分の1以内	農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第62号様式 別に指示する様式	農政第29号様式 農政第31号様式 農政第62号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局	総合振興局長 又は振興局長	